

千葉工業大学 P P A 弔慰金・見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉工業大学 P P A 弔慰金および見舞金に関する事項を定めることを目的とする。

(弔慰金・見舞金)

第2条 弔慰金は、会員等が死亡した場合に別表 1 に定められた金額を支給する。

- 見舞金は、教職員が公務中に負傷し労災が適用された場合に別表 2 に定められた金額を支給する。
- 弔慰金および見舞金は、所定の請求書に必要事項を記入のうえ請求しなければならない。
- 請求者は被支給者が学生およびその父母の場合はクラス担任とする。

附則

- この規程は、昭和 41 年 6 月 1 日より施行する。
- この規程は、昭和 53 年 11 月 1 日改正した。
- この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日改正した。
- この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日改正した。
- この規程は、平成 4 年 4 月 1 日一部改正した。
- この規程は、平成 6 年 4 月 1 日一部改正した。

別表 1

	金額(円)
会員が死亡した場合	20,000
学生が死亡した場合	30,000
教職員の配偶者、子供および父母(養、義父母を含む)が死亡した場合	20,000

別表 2

	金額(円)
7 日以上の通院または入院を要するとき	10,000
6 日以下の通院または入院を要するとき	5,000